

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（暗号資産又は電子決済手段の換算等）</p> <p>第二条の九 この府令の規定により作成することとされている書類中、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項に規定する電子決済手段をもつて数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たつて採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産又は電子決済手段の名称及び概要を記載しなければならない。</p> <p>2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書り作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第二百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。</p>	<p>（暗号資産の換算等）</p> <p>第二条の九 この府令の規定により作成することとされている書類中、暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）をもつて数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たつて採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産の名称及び概要を記載しなければならない。</p> <p>2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号資産は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第二百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。</p>
<p>（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の</p>	

特記事項)

第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号

に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 当該有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 「略」

2 二 「略」

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十四条 法第十三条第二項第一号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号

に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 当該有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

特記事項)

第十三条 「同上」

第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号

に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 「同上」

イ 「同上」

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十四条 「同上」

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十四条 「同上」

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

		2	ハ　【略】 二　【略】	(発行登録目論見書等の特記事項) 第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 発行登録目論見書 次に掲げる事項 「イヽハ 略」
		2	ハ　【同上】 二　【同上】	(発行登録目論見書等の特記事項) 第十四条の十三 【同上】
	2	2	ハ　【同上】 二　【同上】	(発行登録目論見書等の特記事項) 第十四条の十三 【同上】

備考 表中の「」の記載は注記である。